

神奈川県手話言語条例に係る他県との比較について

都道府県名	目的
神奈川県	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、手話がろう者の意思疎通及び情報の取得又は利用のための手段としての言語であり、手話を選択する機会が可能な限り確保されなければならないものであることに鑑み、手話の普及等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策を推進するための基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。</p>
鳥取県	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。</p>
群馬県	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割等を明らかにするとともに、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生し、また、等しく全ての障害者福祉の向上に寄与することのできる地域社会を実現することを目的とする。</p>

都道府県名	定義
神奈川県	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。</p> <p>2 この条例において「手話の普及等」とは、手話の普及並びに手話に関する教育及び学習の振興その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。</p>
鳥取県	-
群馬県	-

都道府県名	基本理念
神奈川県	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 手話の普及等は、手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、<u>ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現のための意思疎通及び情報の取得又は利用の手段として必要な言語であることについての県民の理解の下に、推進されなければならない。</u></p>
鳥取県	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 手話の普及は、ろう者とろう者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を互いに尊重することを基本として行われなければならない。</p>
群馬県	<p>(基本理念)</p> <p>第三条 ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図るものとする。</p>

都道府県名	県の責務
神奈川県	<p>(県の責務)</p> <p>第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、社会的障壁の除去に関する必要かつ合理的な配慮を行うとともに、手話を使用する者の協力を得て、手話の普及等を推進する責務を有する。</p>
鳥取県	<p>(県の責務)</p> <p>第4条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。</p> <p>2 県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。</p>
群馬県	<p>(県の責務)</p> <p>第四条 県は、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。</p> <p>2 県は、ろう者及び手話に関わる者の協力を得て、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。</p>

都道府県名	市町村の連携及び協力
神奈川県	<p>(市町村の連携及び協力)</p> <p>第5条 県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。</p>
鳥取県	<p>(市町村の責務)</p> <p>第5条 市町村は、基本理念にのっとり、手話の意義及び基本理念に対する住民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。</p>
群馬県	<p>(市町村との連携および協力)</p> <p>第五条 県は、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。</p>

都道府県名	県民の役割
神奈川県	<p>(県民の役割)</p> <p>第6条 県民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるよう努めるものとする。</p> <p>2 手話を使用する者は、基本理念にのっとり、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話の普及に努めるものとする。</p>
鳥取県	<p>(県民の役割)</p> <p>第6条 県民は、手話の意義及び基本理念を理解するよう努めるものとする。</p> <p>2 ろう者は、県の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。</p> <p>3 手話通訳者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。</p>
群馬県	<p>(県民の役割)</p> <p>第六条 県民は、この条例の目的及び基本理念を理解するよう努めるものとする。</p> <p>2 ろう者は、県の施策に協力するとともに、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。</p> <p>3 手話に関わる者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。</p>

都道府県名	事業者の役割
神奈川県	<p>(事業者の役割)</p> <p>第7条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、又は<u>ろう者を雇用するとき</u>は、<u>手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする。</u></p>
鳥取県	<p>(事業者の役割)</p> <p>第7条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。</p>
群馬県	<p>(事業者の役割)</p> <p>第七条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。</p>

都道府県名	手話推進計画
神奈川県	<p>(手話推進計画)</p> <p>第8条 県は、基本理念にのっとり、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、手話の普及等に関する計画（以下「手話推進計画」という。）を策定し、これを実施しなければならない。</p> <p>2 県は、手話推進計画の策定又は変更に当たっては、県民の意見を聴き、これを反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。</p>
鳥取県	<p>(計画の策定及び推進)</p> <p>第8条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する鳥取県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <p>2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県手話施策推進協議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>3 知事は、第1項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。</p>
群馬県	<p>(計画の策定及び推進)</p> <p>第八条 県は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項の規定による群馬県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。</p>

都道府県名	財政上の措置
神奈川県	<p>(財政上の措置)</p> <p>第9条 県は、手話の普及等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
鳥取県	<p>(財政上の措置)</p> <p>第16条 県は、手話の普及に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。</p>
群馬県	<p>(財政上の措置)</p> <p>第十六条 県は、手話に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>